

令和8年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人長岡老人福祉協会
理事長 田宮 恵子

将来の社会を担う子供の健全な育成のため、働きやすい職場環境をすることで社員が仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

- 2 内 容
 - ①職員一人当たりの月平均時間外労働時間を5時間以内とする。
対策
 - ・週1日のノー残業デーを周知徹底する。
 - ・各部門職員の時間外労働時間を把握する。
 - ・実施における問題点を確認する。

 - ②男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。
対策
 - ・対象者を確実に把握する。
 - ・制度について対象者個別への説明を行う。
 - ・管理職に対して、制度の情報提供を行う。
 - ・育児休業取得状況を定期的に把握する。